

国士舘大学共同研究取扱規程

制定 平成21年10月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国士舘大学（以下「本大学」という。）における民間等外部機関（以下「外部機関等」という。）との共同研究の取扱について定める。

(定義)

第2条 この規程による用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「共同研究」とは、本大学と外部機関等において、共通の課題について共同して行う研究開発をいう。
- (2) 「共同研究担当者」とは、本大学の専任教員及び外部機関等に所属する研究者であって共同研究を行う者をいう。
- (3) 「外部機関等共同研究員」とは、民間企業等に所属する研究者で共同研究のために当該民間企業等に在職したまま本大学に派遣される者をいう。
- (4) 「発明等」とは、国士舘職務発明規程（以下「職務発明規程」という。）第2条第1号に規定する発明等をいう。
- (5) 「知的財産権」とは、職務発明規程第2条第3号に規定する知的財産権をいう。

(受入れの基準)

第3条 共同研究の受入れの基準は、当該研究が本大学の研究教育上有意義であり、本大学の研究教育に支障を生じるおそれがないと認められるものであることとする。

(共同研究の申込み)

第4条 本大学に共同研究の申込みをしようとする外部機関等は、所定の共同研究申込書を本大学の共同研究担当者が所属する学部又は附置研究所等（以下「所属機関」という。）の長を経て学長に提出するものとする。

(共同研究の受入れの決定)

第5条 学長は、前条の申込があった場合には、第3条に規定する基準に基づき受入れを決定するものとする。

- 2 学長は、前項により受入れを決定したときは、理事長に共同研究契約の締結を申請するものとする。

(共同研究契約)

第6条 理事長は学長から前条第2項の申請を受けたときは、共同研究契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

第7条 理事長及び外部機関等の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方から提供又は開示を受け、もしくは知り得た情報について、非公開とする旨を定めることができるものとする。

(共同研究代表者)

第8条 本大学の共同研究担当者が同一機関内において2人以上いる場合又は2以上の機関に所属する場合は、相互に協議し共同研究代表者を定めるものとする。

(共同研究の開始)

第9条 共同研究は、契約を締結した日から実施するものとする。

(研究場所)

第10条 本大学の共同研究担当者は、共同研究のために必要な場合には、外部機関等の施設において研究することができるものとする。

(研究者の受入れ等)

第11条 本大学は、外部機関等に所属する研究者を受け入れる場合にあっては、外部機関等共同研究員として受け入れるものとする。

(共同研究協力者の参加及び協力)

第12条 本大学及び外部機関等は、共同研究の遂行上、共同研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合には、本大学及び外部機関等において協議の上、共同研究担当者以外の者を共同研究協力者として共同研究に参加させ、又は協力させることができる。

(共同研究経費)

第13条 共同研究に要する研究経費の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本大学は、本大学所有の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、本大学に所属する共同研究担当者の人件費、当該者が使用する本大学の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等の負担をするものとする。
- (2) 外部機関等は、当該企業等において行う共同研究のために必要となる経費等を負担するものとする。
- (3) 外部機関等は、本大学において共同研究のために必要となる謝金、旅費、消耗品費、備品費等の研究費（以下「共同研究費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な管理的な経費を負担するものとする。
- (4) 本大学は、本大学において共同研究のために必要不可欠と認める場合は、前号に定め

る共同研究費の一部を負担するものとする。

(設備等の取扱)

第14条 外部機関等から納付された共同研究費により取得した設備等は、特段の定めがない限り本大学に帰属するものとする。

- 2 本大学において行う共同研究の遂行上必要な場合には、外部機関等が所有する設備等を受け入れることができるものとする。
- 3 前項により外部機関等所有の設備を受け入れる場合には、物品管理規程に基づき、管理するものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第15条 共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、本大学の共同研究担当者は、速やかに学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告を受けた場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、共同研究の中止又はその期間の延長を決定し、理事長に契約の停止又は更新の締結を申請するものとする。
- 3 理事長は、学長から前項の申請を受けたときは、変更契約を締結するものとする。

(共同研究費の返還)

第16条 共同研究を完了し、又は本大学からの申出により中止し、若しくはその研究期間を変更した場合において、外部機関等から納付された共同研究費に残額が生じ、当該外部機関等から残額について返還の請求があった場合には、原則として返還するものとする。

- 2 外部機関等からの申出により共同研究を中止し、若しくはその研究期間を変更した場合において、当該外部機関等から納付された共同研究費に残額が生じた場合には、原則として返還しないものとする。

(進行状況の報告)

第17条 共同研究担当者は、共同研究により発明等が生じたときは、速やかにそれぞれの所属機関の長に届け出るものとする。

(発明等の出願等)

第18条 理事長又は外部機関等の長は、前条の発明等が、単独で行われた場合であって、単独所有として出願等を行おうとするときは、当該発明等を単独で行ったことについて、あらかじめ書面により相手方の同意を得るものとする。

- 2 理事長又は外部機関等の長は、前条の発明等が、共同で行われた場合であって、出願等を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同して出願等を行うものとする。ただし、外部機関等から特許を受ける権利を承継した場合は、本大学が単独で出願等を行うことができる。

(知的財産権の帰属及び持分)

第19条 共同研究により生じた発明等の知的財産権は、原則として本大学及び外部機関等の双方に属し、持分割合は、均等とする。

(知的財産権の実施)

第20条 理事長は、共同研究により生じた発明等の知的財産権につき、本大学が単独所有する知的財産権（以下「大学所有知的財産権」という。）又は本大学及び外部機関等が共有する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）を、出願したときから10年を超えない範囲内において期間を定め、外部機関等又は外部機関等の指定する機関（以下「実施外部機関等」という。）に独占的に実施させることができる。ただし、必要に応じて本大学及び実施外部機関等で協議の上、10年を超えて更新することができるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第21条 前条の場合において、実施外部機関等が、正当な理由なく一定の期間（実施外部機関等との協議の上定めた期間）を実施しないときは、学長は当該実施外部機関等の意見を聴取の上、当該実施外部機関等以外の外部機関等に対し、当該大学所有知的財産権又は当該共有知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

第22条 前二条により、大学所有知的財産権又は共有知的財産権の実施を許諾したときの実施料は、別に定める実施契約によるものとする。

(実施報告書の作成)

第23条 本大学及び外部機関等の共同研究担当者は、共同研究により得られた研究成果についての報告書を作成するものとする。

(共同研究完了報告書の提出)

第24条 本大学の共同研究担当者は、共同研究が完了したときは、速やかに所定の共同研究完了報告書を所属機関の長に提出するものとする。

2 所属機関の長は、前項の報告書の提出を受けたときは、その旨を理事長に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第25条 本大学及び外部機関等は、共同研究による研究成果を原則として公表するものとし、公表の時期及び方法については、本大学及び外部機関等において協議の上、定めるものとする。

(細則)

第26条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則を定める。

附 則

この規程は、平成21年11月 1 日から施行する。